

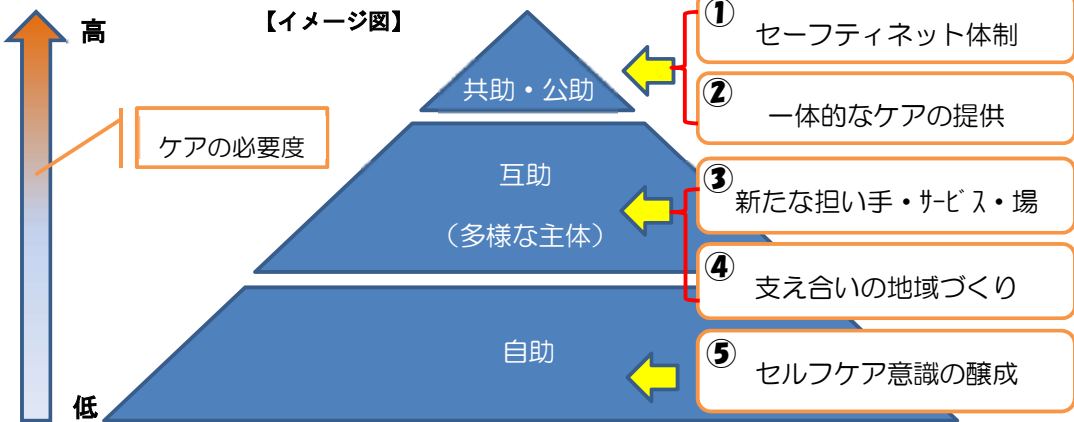
《地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念》 全ての地域住民を対象とした取組の推進

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

行政の役割

地域包括ケアシステムの構築のため、行政は、地域包括ケアを適切に「マネジメント」して、多様な主体と連携をしながら、自助・互助の促進を図るとともに、共助・公助によるしっかりとした安心を創っていくことが重要。このため、【1】の重点項目及び【2】の推進体制によって、「自助・互助・共助・公助」における以下の取組の中で、行政の役割を果たし、取組を推進していく。

【イメージ図】



【1】 地域包括ケアシステムの推進を図るための重点項目

地域の『ニーズ・課題・資源』

地域の実情に応じた取組を図るため、その前提条件として、地域のニーズ・課題・資源等を把握する

ア【仕組みづくり】

【例】 《在宅療養の推進に向けた取組》 《地域リハビリテーションの構築》 《児童家庭支援・虐待対策の推進》 ※主に、①と②に対応

イ【地域づくり】

【例】 関係局区とも連携しながら、《新たな総合事業の実施》とともに、異なる制度や分野間のマッチングによる対応 ※主に、③と④に対応

【例】

- ・高齢者や障害者、子ども等のふれあい、居場所づくり
- ・多世代交流の場づくり
- ・互助の活性化、地域の見守り体制、住まい方の支援
- ・新たな担い手づくり、元気高齢者のいきがい就労
- ・民間事業者、ボランティア等との連携による取組の推進

ウ【意識づくり】

【例】 市民一人ひとりが自己の問題として、主体的に考え、取り組んでいけるような意識づくり ※①～⑤に対応

《セルフケア意識の醸成》と《市民主体の支え合いの地域づくり》を進めるため、2025年問題や地域包括ケアシステムの必要性、推進ビジョンの周知、さらには在宅療養、看取り、生き方・逝き方などの意識づくりに向け、次の取組を推進していく。

【例】

- ・小学生向け副読本「ふれあい」などを活用した福祉教育の実践
- ・市民に分かりやすいポスターやチラシ、冊子等の作成
- ・ポータルサイトの開設による一元的な情報の発信と関係者間の情報共有
- ・出前講座の実施や市民向けイベントによる普及啓発
- ・民間事業者や関係機関・団体と連携した取組
- ・行政職員の意識改革、人材育成 など

地域包括ケアシステムの構築

【2】 平成28年度からの区役所における保健・医療・福祉施策推進の体制

《推進体制のコンセプト》
保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置し、個別支援の強化と地域力の向上に取組む

- ・地域包括ケアのマネジメント
- ・市民をはじめ多様な主体が自発的に行動できるような仕組みづくり
- ・市民に寄り添った身近な相談体制の整備—地区担当制の導入
- ・必要な方への専門的・効果的な支援体制の整備—専門多職種連携

《地域支援担当》

※①～⑤に対応 時に③～⑤の促進
主に、自助・互助の促進やコーディネートを図り、地区担当保健師と専門多職種が、「地域づくり」のさらなる充実を支援するとともに、地域情報の収集や分析、地域との関わりを通して把握した地域課題を、庁内の関係部署や多様な主体と連携・情報共有していく

【地区担当】
一定の地区を担当する保健師

【サポート担当】
社会福祉職などの専門多職種

- 子ども、高齢者、障害者など
地域内のすべての住民
- セルフケア意識の醸成
 - 市民主体の支え合いの地域づくりの支援
 - 個別支援強化に向けた対応

地域みまもり支援センター

《地域ケア推進担当》

※①～⑤に対応
地域包括ケアシステム推進のための企画・調整等を行う

- ・地域団体との連携
- ・地域福祉計画の策定
- ・子ども、子育て、障害者、高齢者などに関する分野横断的な企画・調整

保健福祉センター

《保育所等・地域連携》

《学校・地域連携》

《専門的支援部署》

児童家庭課 高齢・障害課
保護課 衛生課
※専門的に①と②に対応

保健医療福祉における専門的な支援を必要とする個別的なニーズに対して、法制度等に基づく対応を的確かつ適切に図るため、主に、医療保険・介護保険などの共助や行政処分などの公助に関わる

《主な組織改正の内容》 ～地域みまもり支援センターの設置～

平成28年4月から、新たに、保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置し、
保健師等の専門職による個別支援と地域づくりを一体的に推進

※従来の地域保健福祉課とこども支援室の機能を再編し、子どもから高齢者まで一体となった地域づくりを推進

※子ども・家庭に関する相談、手続き、窓口を「地域みまもり支援センター地域支援担当」と「児童家庭課」に再編

- 地域支援担当 : 子ども・子育てに関する相談支援、母子保健の相談・手続き・窓口
- 児童家庭課 : 保育所入所申請、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付 等

高年齢・障害課と衛生課においても
一部所管事務の変更あり

